

## 視点(904)

### 商業上の規制と中心市街地(その2)

商業上の規制のあるべき方向性

(流通とS C・私の視点903より続く)

基本的には、ミクロで発生した課題が、“神の見えざる手”によりマクロ善の方向に進めば問題ありません。商業上の規制(商業調整や環境規制)は、マクロ善の立場(環境への配慮や弱者保護)から、政治的意図に基づきミクロの商業活動を一定の方向に誘導します。その際、商業上の規制は、次の2つのポイントがマクロ善の立場から必要です。

第1のポイントは、弱者保護の観点からの商業上の規制ではなく、弱者から脱皮するための商業上の支援政策でなければならないこと

第2のポイントは、全体への配慮という観点から商業上の規制は必要であるが、結果的に消費者・生活者・住民・市民の意思と一致しなければならないこと

すなわち、商業上の規制(商業調整と環境規制)は、単なる名目上のマクロ善に基づくものではなく、社会・経済の発展・進化(必ずしも成長ではありません)に結び付く「成果」のあるものでなければ意味がありません。弱者救済や持続可能社会の確保と言っても、社会・経済の発展・進化には結び付かず、保護のための保護や、単なる環境配慮では、マイナス志向であり、プラス志向とは言えません。

その意味において、第1のポイントである、弱者保護でなく、弱者からの脱皮のための商業上の支援政策は、「寡占企業と個性ある非寡占企業の共存共栄体制づくり」です。独占状態とは、売り手の発想に基づく、売り手が最高の優位性を発揮できるレベルのことです。自由競争状態は、買い手の多様な選択肢のある買い手が最高の優位性を発揮できるレベルのことです。しかし、独占状態も自由競争状態も長所と短所の両面があります。その結果、独占状態が持つ長所(例えば、大量生産・販売によるリーズナブルな価格の確立)と短所(例えば、客の商品選択肢がなくなる)を克服し、また自由競争状態を持つ長所(例えば、商品の選択肢の広がり)と短所(例えば、少量生産・販売によるコスト高)を克服すると、両者の適正なるポジショニングは「寡占状態」に収束します。ここで言う寡占状態とは、大手2.5企業(特定の分野で総合性のある2企業と個性のある準大手企業の複数企業)のことであり、理論的には、特定分野で寡占企業は市場占拠率が26.1~41.7%(ランチェスターの競争理論)が適切です。残り58.3~73.9%が非寡占企業(その他の企業)となります。問題は、「その他の企業」が、負け組の集合体としての「その他」なのか、独自性のある零細企業の集合体としての「その他」なのか、ということです。前者を「アメリカ型のその他の企業」、後者を「ヨーロッパ型のその他の企業」と呼んでいます。理論的には「寡占2.5企業が3分の1」( $26.1\% \times 41.7\%$ )、「独自性のあるその他の企業が3分の1」、「負け組の新陳代謝用企業が3分の1」のシェアとなる必要があります(六車流:流通理論)。このような考え方にに基づき、売り手と買い手の整合性のある商業上の規制が望ましいといえます。

また、第2のポイントは、単なる環境の配慮による消費者・生活者・住民の生活レベルや文化レベルの低下を招くものではなく、かつ、結果的には、消費者・生活者・住民・市民の意思と一致する「民意の反映あるいは自由競争の中でのマクロの善づくり」とならなければならない。これにより、仮に、政策としてマクロの善に基づき、商業上の規制を行っても、民意が反映された政策あるいは消費者・生活者が生活行動や買物行動の中で魅力を感じる商業施設であり、結果オーライの姿になります。消費者・生活者・住民・市民が自分の意思で決めた政策であること、また、消費者・生活者・住民が結果的にではあるが、こんなライフスタイルを提供してくれる商業施設があったのか!!、といったニーズ&ウォンツのレベルで実現できることが必要です。さもないと、商業上の規制としての施策は、マクロ善とはなりません。マクロ善とならなかった多くの街づくり、中心市街地の活性化、TMOのような行政の一方的な判断や既得権の保護の立場から行うと失敗することになります。

(流通とS C・私の視点905へ続く)

(株)ダイナミックマーケティング社<sup>3</sup>  
代表 六車 秀之